

## 山口県保健医療計画の一部変更について（新旧対照表）

頁	現 行	改 正 案
P 4	<p>第1編 総論 第1章 計画の基本的事項 第4節 計画の期間 この計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間とします。 ただし、社会状況の変化や保健医療をめぐる環境の変化に応じて、必要があると認めるときは、計画の見直しを行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1編 総論 第1章 計画の基本的事項 第4節 計画の期間 この計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成24年度（2012年度）までの7年間とします。 ただし、社会状況の変化や保健医療をめぐる環境の変化に応じて、必要があると認めるときは、計画の見直しを行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>